

令和8年3月25日

水俣市長 高岡 利治 様

水俣市政治倫理審査会
会長 上拂 耕生

調査結果について

令和7年12月25日付で審査を付託された件について、水俣市政治倫理条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり調査結果を報告します。

記

1 調査対象者

水俣市長 高岡 利治 氏

2 本審査会の結論

本調査請求については、水俣市政治倫理条例第9条第1項に定める「疑いを証する資料」の添付がなく、また、補正命令に基づき追加提出された資料についても疑いを証するに足りるものとは認められない。よって、水俣市政治倫理条例施行規則第11条の規定に基づき、本件調査請求を却下する。

3 調査請求の内容（要旨）

平成30年に行われた水俣市長選挙において、当時市議会議員であった高岡氏の立候補に際し、平成29年12月21日に市議会議員X（調査請求対象外）からA氏ら3人に、高岡氏を市長にするためにと500万円の選挙資金を求め、その500万円が市議Xから高岡氏に渡された。

このお金が、高岡氏の後援会である「たかおか利治後援会」の令和6年に熊本県に提出している収支報告書（令和5年分）において、収入、支出、繰越金がゼロ円となっている。

市議XはA氏ら3人に、高岡氏に間違いなく渡したと言っており、政治資金収支報告書の繰越金がゼロ円は有り得ないことである。

4 調査請求の対象となった事案の該当条項等

（1）水俣市政治倫理条例第4条第1項第1号

市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(2) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）

5 本審査会の開催

第1回 令和8年2月16日（月）午前10時45分（一部公開）

水俣環境アカデミア4階セミナー室3 委員5人中4人出席

6 本審査会の審査

(1) 政治倫理審査制度について

水俣市政治倫理条例（以下「条例」という。）は、議員及び首長等の政治家が公共の利益のために職務を誠実に遂行し、住民の信頼に応える政治の実現を図ることを目的として制定されたものである。そして、同条例に基づく政治倫理審査制度においては、条例及び水俣市政治倫理条例施行規則（以下「規則」という。）により、次のとおりの手続が定められている。

すなわち、調査請求を行う場合には、条例第4条に定める政治倫理基準に違反する疑いがあることを裏付ける資料を添付しなければならない（条例第9条第1項、規則第9条第3項）。これは、客観的資料に基づかなければ、本審査会において適正かつ十分な審査を行うことができないためである。したがって、添付資料に不備がある場合、審査会は期限を設けて補正（修正・追加提出など）を命じることができ（規則第10条第1項）、それでも当該不備が解消されない場合、審査会は、調査請求を却下する（規則第11条）。

そして、条例及び規則がこのような仕組みを設けた趣旨は、次の点にあるものと解される。第一に、審査会による調査及び審議は、調査対象者の政治活動に影響を及ぼし得るものであることから、一定の手続的ルールに基づき行われる必要があることである。第二に、審査会は、条例第9条第4項により、90日という限られた期間内に調査結果を報告する義務を負っていることへの配慮である。これらの点を踏まえると、調査請求者に対し、調査対象者の嫌疑をある程度合理的に裏付ける根拠資料の添付を求める制度が設けられているものと解するのが相当である。

(2) 本件における調査請求手続について

今回提出のあった調査請求書に「違反する疑いがあると認められることを証する資料」として添付のあった資料については、本件調査対象者である高岡氏に関する記載が一切見当たらず、したがって、市議Xから高岡氏に500万円が渡ったことを証する資料とは判断し難いものであった。そこで、本審査会の開催に先立ち、規則第10条第1項に基づき、令和8年1月21日付けで調査請求者に対し、高岡氏に500万円が渡ったことを証する資料の提出を求める補正命令を行った。提出期限を2月4日に定めたところ、同日に資料の追加提出があり、同月16日には、当該追加提出資料を含め本審査会において審議を行った。

調査請求時の添付資料及び追加提出資料は、A氏らから市議Xに金銭の貸付又は贈与をうかがわせる内容ではあるものの、これらをもって、市議Xから本件調査対象者である高岡氏に500万円が渡った疑いを裏付ける資料であると認めることはできないとの点について、本審査会の意見は一致した。

また、調査請求者に対し資料の説明を求める必要性等についても検討したが、審査会としては既に補正命令を発し、これに基づく資料の追加提出もなされていることに照らし、これ以上の説明及び資料の提出を求める必要はないとの結論に至った。

(3) 本件へのあてはめ

本件調査請求においては、「市議Xから高岡氏へ500万円が渡ったことを証明する資料」が添付されていないという不備が存在した。これを受けて、本審査会は、令和8年1月21日、規則第10条第1項に基づく補正命令を発出し、同年2月4日を提出期限として定めた。しかしながら、期限内に追加提出された資料をもってしても、上記不備が解消されたと認めることはできない。

(1)で述べた制度の趣旨に照らすと、審査会が補正命令を発出したにもかかわらず、所定の期間内に不備が解消されなかった場合に、これを却下することなく審査を継続することは、調査対象者に不当な負担を課すおそれがあるのみならず、不十分な資料に基づいて結論を導くことにもなりかねず、相当とはいえない。

以上のことから、本審査会は、規則第11条に基づき、本件調査請求を却下することが相当であるとの結論に至った。

以上

〈参考〉

水俣市政治倫理条例(平成23年条例第11号) 抜粋

第9条第1項 市民は、第4条に規定する政治倫理基準又は第5条若しくは第6条に規定する公共工事等に関する遵守事項に違反する疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添えて、議員に係るものについては市議会議長(以下「議長」という。)に、市長等に係るものについては市長に調査を請求することができる。

第9条第4項 審査会は、前項の規定により調査を求められたときは、請求を受けた日から90日以内に、その調査結果を市長に文書で報告しなければならない。

水俣市政治倫理条例施行規則(平成23年規則第15号) 抜粋

第9条第3項 調査請求書に添付する疑義を証する資料は、条例第4条に規定する政治倫理基準又は条例第6条に規定する公共工事等に関する遵守事項に違反する疑いのある事実を証する文書でなければならない。

第10条第1項 審査会は、審査の付託を受けたときは、調査請求書の記載事項及び添付書類の内容について点検及び審査をし、調査請求書に不備があるときは、相当の期間を定めて、その補正を命ずることができる。

第11条 審査会は、条例第9条第1項の規定により調査請求を行った者が前条第1項の規定による補正命令に従わないときは、当該調査請求を却下する。